

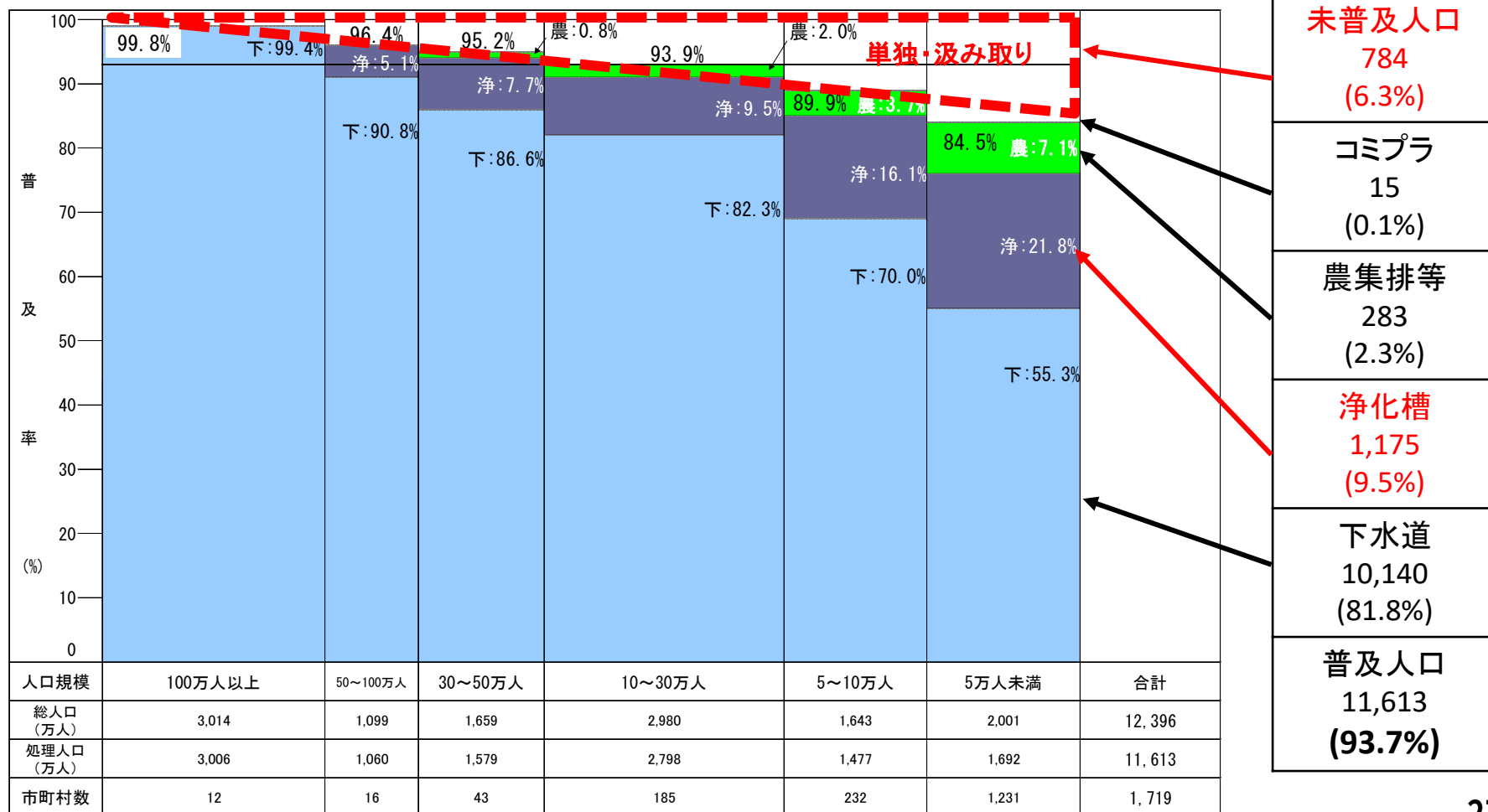
浄化槽推進室

1 浄化槽の現状と今後の流れ（汚水処理人口普及率）

背景

- 令和6年度末の汚水処理人口普及率は**93.7%**（全国平均）、うち浄化槽人口普及率は**9.5%**
- 人口5万人未満の都市では浄化槽人口普及率が**21.8%**となるなど、**人口の少ない市町村ほど未普及率及び浄化槽普及率が高い**⇒未普及解消に向け、浄化槽が求められる役割は大きい

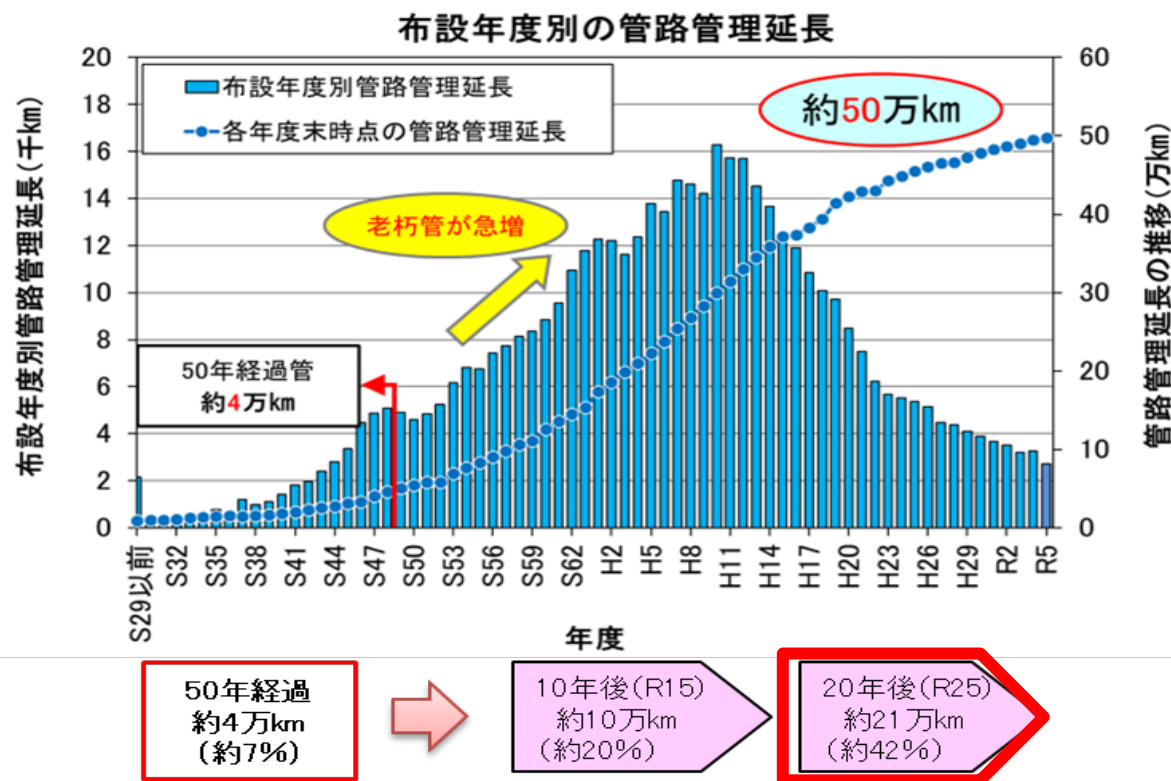
都市規模別の汚水処理施設の普及状況（令和6年度末時点）



1 浄化槽の現状と今後の流れ（集合処理から個別処理への転換）

- 埼玉県八潮市の道路陥没事故の原因となった集合処理インフラの老朽化や急速な人口減少等、社会情勢は昨今大きく変化。
- 維持管理コストの適正化、災害からの迅速な復旧といった社会的ニーズの観点から、地域の実情に応じた最適な污水处理施設（下水道、集落排水施設、浄化槽等）の選択・整備が重要。

污水处理インフラの老朽化を示す例（下水道管：R5時点）



出典：国土交通省資料

1 浄化槽の現状と今後の流れ（転換に係る自治体意向調査結果）

- 令和7年7月、整備済みの集合処理（下水道、集落排水等）から個別処理（浄化槽）への転換意向に関する実態把握調査を4省（総務省、国土交通省、農林水産省、環境省）で実施。
- 整備済み集合処理施設から個別処理施設への転換について約100市町村が転換意向を示唆。
- 集合処理から個別処理に向けた制度的・財政的支援の充実が目下の課題。

整備済みの集合処理（下水道、集落排水等）から個別処理（浄化槽）への転換意向を示した市町村・区域数（都道府県別）

都道府県名	自治体数	区域数	都道府県名	自治体数	区域数
北海道	7	9	京都府	1	1
青森県	1	1	奈良県	1	5
岩手県	8	22	和歌山県	6	11
宮城県	3	4	島根県	2	2
福島県	6	24	岡山県	2	4
埼玉県	2	2	徳島県	5	9
千葉県	4	4	香川県	4	8
新潟県	2	25	愛媛県	1	2
石川県	1	3	高知県	4	5
山梨県	2	3	福岡県	5	8
長野県	6	11	長崎県	4	6
岐阜県	4	11	宮崎県	1	1
静岡県	8	24	鹿児島県	4	4
三重県	2	8	沖縄県	1	1

合 計 28道府県 97自治体 218地区

※市町村数・地区数は調査時点から変更となっている可能性がある。

1 浄化槽の現状と今後の流れ（既設の集落排水から浄化槽への転換例）

- 静岡県南伊豆町においては、漁業集落排水施設の老朽化に伴う地元行政区からの施設廃止要望を受け、令和5年度までに**漁業集落排水施設の廃止と合併処理浄化槽68基の設置**を実施。

○事例内容

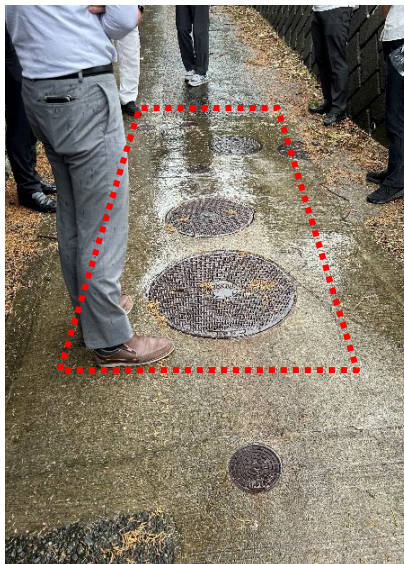
- 対象者：集落排水施設に接続している建築物の所有者
- 補助対象経費：合併処理浄化槽購入費・設置に要する経費（配水管敷設費、物件補償費を含む）
- 廃止に要した時間：**6年**（平成30年度～令和5年度）
- 廃止に伴う代替事業：集落排水事業廃止に伴う機能補償を実施（10/10町補助）
※維持管理費は個人負担

○実績

- **2年間で68基を設置、事業費1億4,443万円**（212万円/基）
- 財源：過疎債1億4,030万円、一般財源413万円
- 設置内訳：5人槽38基、7人槽24基、10人槽3基、14人槽2基、21人槽1基

漁業集落排水（入間地区）における浄化槽への転換箇所

箇所①



箇所②



※上記①、②は住宅敷地に設置スペースが不足していたため、占用申請の上で公道等に設置された例

1 浄化槽の現状と今後の流れ（既設下水道から浄化槽への転換）

- 石川県珠洲市において、被災した下水道整備区域内の一部地区を浄化槽に転換した上で復旧する方針を表明し、**令和7年7月に公共下水道事業計画を変更**。
- 所要の手続きを経て、令和8年度から順次浄化槽の設置工事を進めていく予定。

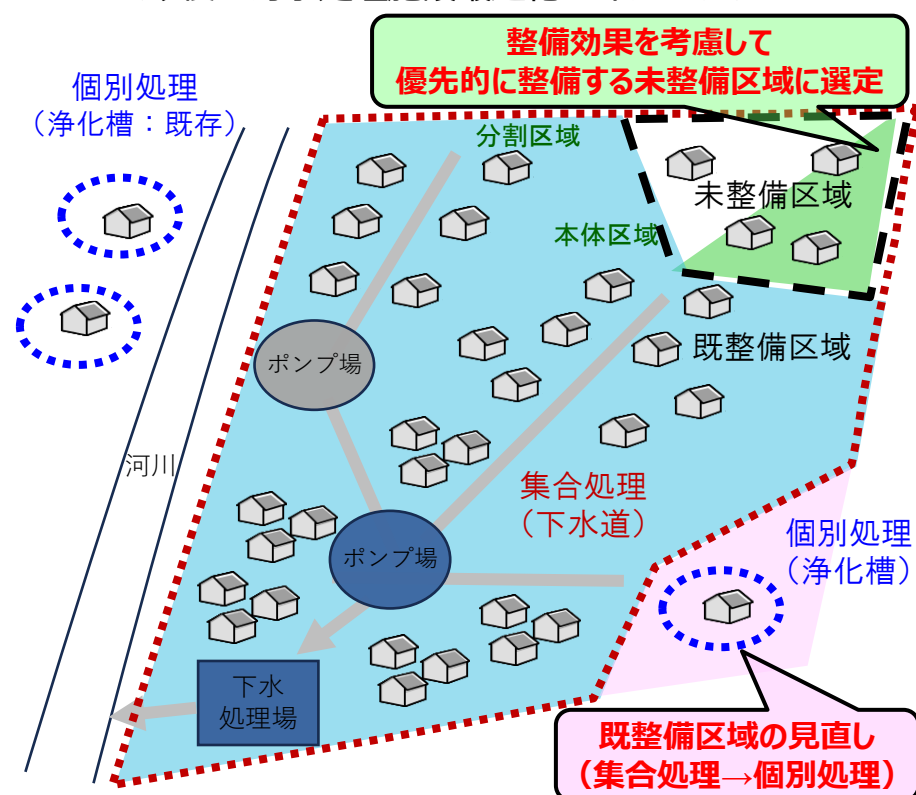
珠洲市議会での珠洲市長の発言抜粋（令和7年6月10日）

- 下水道につきましては、国土交通省の支援をいただきながら、今後の復旧方法について検討を進めてまいりましたが、**宝立処理区及び若山処理区の大部分については、公共下水道による原形復旧と比較し、合併浄化槽による復旧の方が、復旧費用や将来的な負担を抑えることができ、復旧に要する期間も短縮できるとの結論に至った**ことから、若山地区では5月29日に、宝立地区では5月30日に説明会を開催し、概ねご理解をいただいたところであります。
- 今後、区域の変更に必要となる下水道事業計画、都市計画の決定など認可や計画変更に係る手続きを早急に進め、来月、7月末を目途に、**宝立処理区及び若山処理区の大部分を下水道整備区域から浄化槽整備区域に変更**し、その後、宝立町鵜飼・春日野地区に設置してまいりました地上型の仮設浄化槽を、埋設型の浄化槽に切り替える工事を進めてまいりたいと考えております。
- また、若山地区におきましても、順次、浄化槽の設置工事を進めてまいりたいと考えております。

1 浄化槽の現状と今後の流れ（汚水処理最適化・広域連携に係る検討会）

- 汚水処理施設の最適化や広域連携における事業運営の一体化について検討を行うことを目的として、学識経験者、地方公共団体、関係団体からなる**検討会を令和8年3月に設置**。
- 環境省も国土交通省・農林水産省・総務省とともに**共同事務局**として参画。
- 今後、**汚水処理施設の最適化に関するガイドライン（案）**等を**令和8年中メド**に策定予定。
- 今年の下水道法改正では、下水道による処理区域の廃止など、**集合処理から個別処理（浄化槽）への転換に必要な規定が整備**されたところ。

＜今後の汚水処理施設最適化のイメージ＞



＜浄化槽への転換に係る関係省庁の主な支援＞

支援対象	事業名	支援概要	所管省庁
布設された主な管路の撤去	下水道広域化推進総合事業	一定の条件の下で下水管等の撤去を補助率1/2で支援（令和7年度～）	国土交通省
	農業水路等長寿命化・防災減災事業（防災減災対策）	一定の条件の下で農業集落排水設備の管路等の撤去を補助率1/2で支援（令和7年度～）	農林水産省
浄化槽の設置	循環型社会形成推進交付金	公共浄化槽の設置に係る交付率を1/3→1/2にかさ上げ（令和8年度～）	環境省
計画策定及び調査	循環型社会形成推進交付金	浄化槽事業計画策定及び浄化槽処理促進区域の設定に必要な調査に係る費用を補助率1/3で助成	環境省
資本費に係る負担の平準化	公営企業経営改善特例債	転換に伴う下水処理場の撤去等に要する経費を対象に、負担の平準化を支援（令和8年度～）	総務省

1 浄化槽の現状と今後の流れ（下水道法の一部を改正する法律＜令和8年7月15日成立＞）

背景・必要性

- 令和7年1月に埼玉県八潮市で老朽化した下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故が発生。施設の老朽化、職員数の減少等を受け、下水道の事業環境は厳しさを増している状況。
- 下水道管路をはじめとする道路下の埋設物について適切な維持管理が必要。
- ⇒ 強靱で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理・改築の実施及び事業基盤の強化、安全かつ円滑な道路交通を確保するための措置を講ずる必要。



埼玉県八潮市の事故現場（令和7年1月31日）

法案の概要

1. 安全性確保を最優先する下水道マネジメントの確立

① 確実な老朽化状況の把握【下水道法】

- 老朽化に伴う管路の安全性（状態と対策の要否）を評価する診断の基準を法制化
- 下水道管理者は診断結果等の維持管理の状況を公表 ※併せて、政令等で定める点検の頻度・方法の基準を見直し

② 下水道の戦略的な再構築【下水道法】

- 下水道の構造について、点検・修繕・改築や災害・事故時の応急措置の容易性（複線化等）を考慮すべきことを原則化
- 下水道管理者は施設の計画的な改築を実施、収支見通しを公表

③ 道路管理者との連携強化【下水道法】【道路法】

- 下水道の点検に関して道路管理者の協力が必要な事項を下水道の事業計画に位置づけ

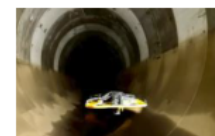
▼ 路面下空洞調査の実施例



（空洞探査車による調査）



（貫入試験による調査）



◀ ドローンを活用した点検・診断のイメージ



2. 道路地下空間の安全性確保

① 道路占有者と道路管理者の連携強化【道路法】

- 道路占有者と道路管理者との間で「占有物件等維持修繕協定」を締結し、道路や占有物件の点検や修繕等を連携して行うことができる制度を創設 ※道路占有者：道路管理者の許可を受けて施設等を設置し、道路空間を継続使用する者（下水道管理者等）

② 占用許可制度の見直し【道路法】

- 占用許可申請書の記載事項に占有物件の維持管理に関する事項を追加
- 道路の地下に埋設する占有物件の工事完了時の届出（竣工図等の提出）を義務付け

3. 下水道マネジメントを支える基盤の強化

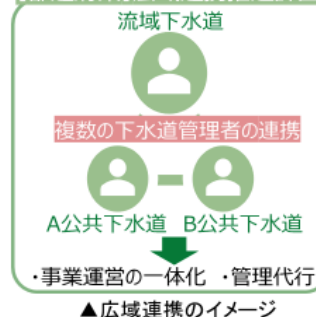
① 下水道の基盤強化・広域連携の推進【下水道法】

- 法律の目的に「下水道の基盤の強化」を明示するとともに、国の基本方針を創設
- 複数の下水道管理者の連携を推進するため、都道府県が広域連携推進計画を策定する制度を創設
- （本来は市町村が管理する）公共下水道を都道府県（都道府県加入の一部事務組合等を含む）が管理できる特例や、管理者間の協議により点検・修繕・改築を他の自治体が代行できる制度を創設
- 災害・事故時における都道府県による公共下水道の復旧工事の代行制度を創設するとともに、災害時の関係者連携の責務を明確化
- 改築資金を含む下水道使用料の算定の考え方を明確化

② 下水道区域の見直し【下水道法】

- 人口減少を踏まえた下水道区域の見直し（集合処理から個別処理への転換）に必要な規定の整備

【都道府県】広域連携推進計画



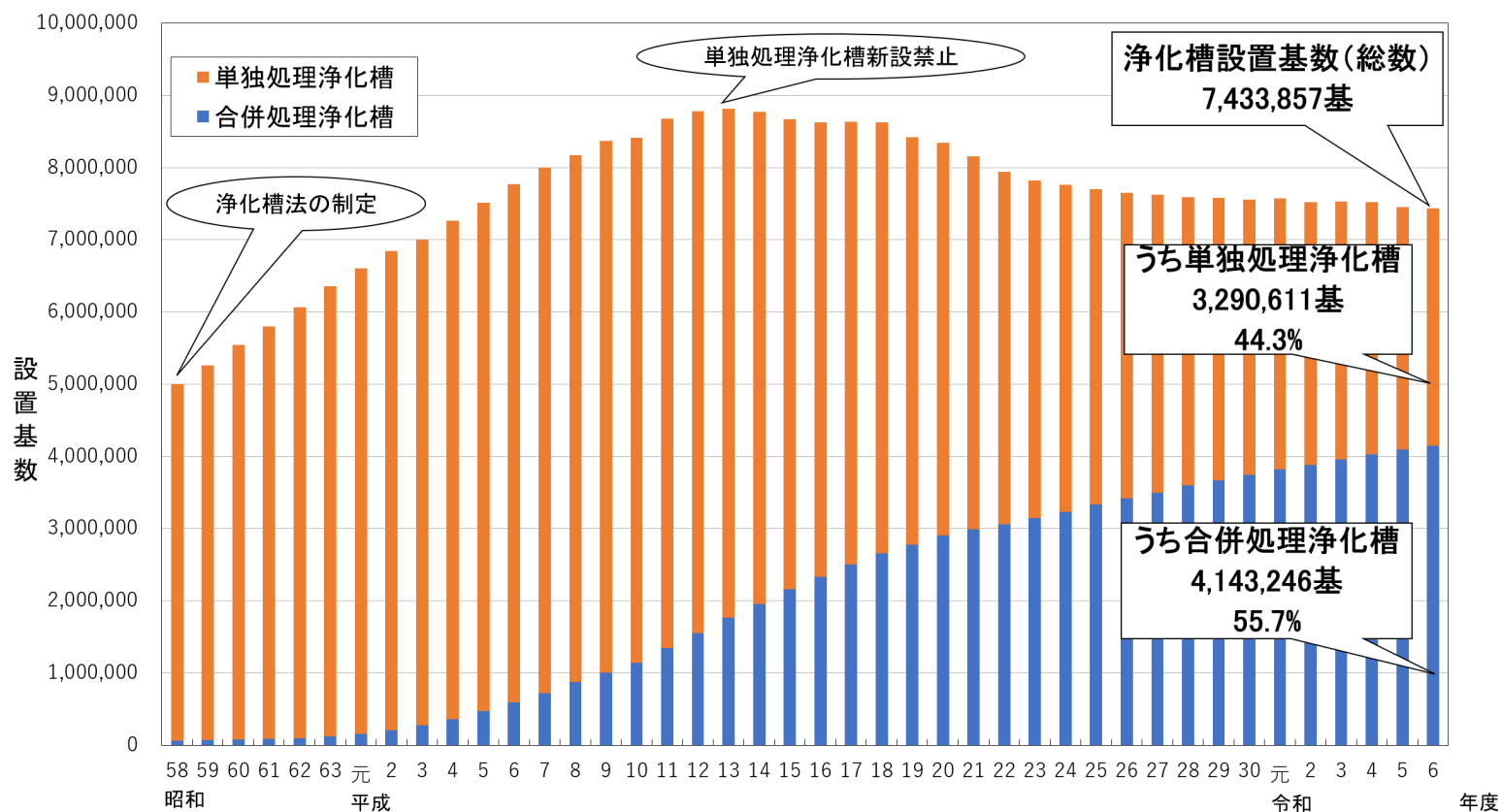
【施行期日】 公布の日から6月以内施行

2 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進

背景

- 平成12年の浄化槽法改正により新設浄化槽は合併処理浄化槽とすることを義務付け。これにより、平成13年度以降は、生活雑排水を処理せず、し尿のみ処理する単独処理浄化槽は年々減少。
- 未だに残存する約329万基の単独処理浄化槽は老朽化も懸念され、合併処理浄化槽への転換促進が水質改善及び防災対策のために重要。

浄化槽の設置基数の推移



2 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進

背景

- 老朽化等により公衆衛生に支障が生じる可能性のある単独浄化槽の合併浄化槽への早期転換が必要。環境省では財政支援を逐次強化。また、令和元年の法改正では「特定既存単独処理浄化槽」の仕組みが設けられた。
※特定既存単独処理浄化槽（特定既存）とは、放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる単独処理浄化槽。都道府県知事は管理者に対して、必要な措置をとるよう助言・指導・命令等の措置を行う。
- 高齢化が進む中で、浄化槽転換のみのために工事をしていただくハードルは高い。浄化槽転換以外の建て替えニーズ（介護リフォーム、二世帯化、中古物件への移住…）を捉えていくことが重要。介護リフォームであれば健康福祉関連など、他部門との連携が有効。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

上部破損



- 老朽化による破損や漏水等の事例が多く報告。
（令和6年度の単独処理浄化槽の漏水件数：約7,000件）
- 生活排水の垂れ流しのみならず、公衆衛生に支障を生じる可能性。

単独転換浄化槽設置工事



単独浄化槽撤去



合併浄化槽設置



配管工事

単独転換が進みにくい要因

- 水洗化は実現しており転換インセンティブが働かない
- 転換時の設置費用の個人負担が大きい



- ◆ 浄化槽法改正で設けられた「**特定既存単独処理浄化槽**」、「**公共浄化槽**」等の活用
- ◆ 宅内配管工事への助成（令和元年度～）
- ◆ 少人数高齢世帯向けの交付金基準額の増額（令和7年度～）

3. 浄化槽の適切な維持管理の確保について

令和6年度における都道府県別 保守点検・清掃・11条検査 実施率

都道府県名	保守点検	清掃	11条検査	都道府県名	保守点検	清掃	11条検査	都道府県名	保守点検	清掃	11条検査
北海道	81.7%	72.3%	77.9%	石川県	58.8%	52.9%	28.3%	岡山県	92.9%	82.3%	92.6%
青森県	81.5%	71.8%	49.0%	福井県	57.4%	58.6%	58.2%	広島県	72.6%	76.8%	76.7%
岩手県	87.6%	60.4%	89.5%	山梨県	49.6%	33.9%	19.6%	山口県	76.8%	75.5%	58.3%
宮城県	92.1%	76.2%	94.9%	長野県	83.0%	29.6%	77.4%	徳島県	90.0%	63.1%	63.2%
秋田県	80.7%	66.7%	63.2%	岐阜県	94.4%	95.7%	96.6%	香川県	91.6%	30.3%	57.5%
山形県	85.9%	81.6%	79.2%	静岡県	88.0%	75.7%	39.0%	愛媛県	88.3%	73.8%	39.4%
福島県	73.5%	67.4%	36.5%	愛知県	61.1%	76.3%	29.6%	高知県	68.8%	67.2%	57.9%
茨城県	55.2%	59.3%	51.1%	三重県	68.7%	58.4%	41.2%	福岡県	76.3%	77.3%	75.3%
栃木県	75.9%	40.2%	78.6%	滋賀県	76.3%	68.0%	58.2%	佐賀県	88.4%	77.6%	82.5%
群馬県	86.7%	44.3%	80.7%	京都府	54.1%	50.0%	52.7%	長崎県	89.9%	84.1%	86.4%
埼玉県	58.5%	54.3%	24.8%	大阪府	65.1%	74.2%	16.1%	熊本県	90.9%	84.1%	68.7%
千葉県	84.6%	52.1%	20.2%	兵庫県	58.4%	55.2%	67.7%	大分県	74.6%	81.3%	47.3%
東京都	51.8%	65.4%	30.7%	奈良県	38.9%	63.3%	22.0%	宮崎県	91.8%	87.5%	59.4%
神奈川県	29.7%	59.4%	18.4%	和歌山県	45.1%	69.5%	46.1%	鹿児島県	99.1%	92.1%	56.9%
新潟県	72.2%	47.7%	70.4%	鳥取県	85.9%	58.4%	61.4%	沖縄県	20.5%	42.3%	10.3%
富山県	88.3%	51.4%	42.5%	島根県	95.8%	79.7%	83.5%	合計	74.5%	65.9%	50.9%

(令和7年度浄化槽の指導普及に関する調査を基に作成)

➤ 全国平均は、清掃実施率が65.9%（前年度比+1.8%）、保守点検実施率が74.5%（前年度比+0.6%）、11条検査が50.9%（前年度比+1.1%）

3. 浄化槽の適切な維持管理の確保について

- 令和元年の法改正により浄化槽台帳の整備が義務づけられたが、**清掃・保守点検業者からの維持管理情報の収集が不十分**な自治体が多く存在。デジタル化の遅れや、顧客情報を提供することへの事業者側の懸念等もあり、適切な指導を行う基盤の整備が喫緊の課題。
- 維持管理業者からの報告情報を踏まえた**正確な実態把握、台帳データの充実**と、それに基づく**行政の適切な指導**を通じ、法に基づく**維持管理の質の向上という好循環**を生み出すことが重要。



3. 浄化槽の適切な維持管理の確保について

- 法令に基づく浄化槽の維持管理を確保するためには行政から浄化槽管理者への適切な指導が必要
- 環境省では指導・助言マニュアル及びデジタル化事例集の作成、個人情報保護法に係る通知等を措置

① 浄化槽管理者への維持管理に関する指導・助言マニュアル（令和 7 年 3 月）

- 浄化槽台帳の整備・精査及び活用手法を記載。維持管理指導に当たって必要な情報収集項目を示すとともに、台帳に追記する旨を明記。
- 維持管理業者が都道府県に対して提出するための標準様式（保守点検・清掃）を例示。
- 浄化槽管理者に対して通知する行政指導文書について段階分けして例示（浄化槽の維持管理に関する義務の周知、法定検査未受検にかかる勧告、特定既存単独処理浄化槽にかかる命令など）。

② 浄化槽の維持管理情報収集・活用に関するデジタル化事例集（令和 7 年 3 月）

- 電子化された浄化槽台帳システムにより維持管理情報を管理・活用する 5 県の事例を整理。
- 収集した事例を示すとともに浄化槽台帳及び維持管理情報の電子化に向けた自治体と業者の作業フロー例、留意事項等を記載。
- 電子化に当たって自治体や事業者が活用することを念頭に、電子化に活用可能な補助金制度の概要を紹介。

③ 浄化槽法の施行に伴う個人情報の保護に関する法律に係る解釈について（通知）（令和 7 年 6 月）

- 関係省庁との調整の結果、自治体による保有個人情報（個人情報保護法第60条第 1 項）の利用、提供や、法第49条第 2 項に基づき自治体が民間事業者（個人情報取扱事業者）に求める情報提供について、個人情報保護法の規定との整理を明確化。

④ 少人数高齢世帯に対する維持管理費補助（令和 4 年度補正予算から）

- 維持管理負担軽減の観点から、少人数高齢世帯に対する維持管理費の一部を補助。

（参考）浄化槽法に基づく維持管理の徹底について（概要）

令和5年5月25日付け環境省環境再生・資源循環局長通知

○通知の趣旨

- ・現状、各都道府県において、保守点検・清掃の実施状況が十分把握されておらず、実施率が低い状況が見られる。このため、都道府県知事において、浄化槽台帳を整備するとともに台帳情報を積極的に活用して、浄化槽管理者に対する適正な維持管理（保守点検、清掃、法定検査）の実施に向けた指導を強化することが急務であり、その旨周知徹底するもの。
- ・指導の強化に当たっては、都道府県・市町村・指定検査機関・関係事業者等による協議会等を組織することにより、関係者が一体となって取り組む体制の構築に努めること。
- ・また、浄化槽台帳のシステム化やデジタル化を積極的に推進し、より精度の高いデータを一元管理することによって管理の高度化を図り、迅速かつ適切な指導の強化につなげること。

○法に基づく維持管理が行われていない浄化槽の把握

- ・都道府県知事は、浄化槽台帳により維持管理の実施状況等に関する正確な情報を収集し、法に基づく維持管理が行われていない浄化槽を的確に把握すること。
- ・都道府県知事は、維持管理に関する情報の収集に当たり、法第49条第2項の規定を活用して市町村に対して清掃の実施状況に関する情報の提供を求めるなど、実効性のある情報収集を積極的に実施すること。

○法に基づく維持管理の徹底に向けた指導等の実施

- ・都道府県知事は、法に基づく維持管理が行われていないと認めるときは、法の規定に基づき浄化槽管理者に対して必要な改善措置等を命じることができ、当該命令に違反した者は罰則の対象となるものである。
- ・こうした法の趣旨を改めて認識し、適正な維持管理の実施に向けた指導等を徹底すること。

4 能登半島地震を受けたし尿処理・浄化槽復旧

令和6年能登半島地震に伴う浄化槽被害への対応状況

※令和8年7月1日時点

- 一般に、浄化槽は災害からの早期復旧が可能といった利点がある。
- 能登半島地震では浄化槽についても大規模な被害が発生。
- 環境省においてコールセンターを設置したほか、他県の業者にも協力を要請し被害調査・復旧工事を実施。

■ 令和6年能登半島地震に伴う浄化槽の被害状況等

- 公共浄化槽（市町村設置型）
設置基数 約3,600基のうち、被災が確認された基数は約1,500基（全体の40%程度）
- 個人設置型
設置基数 約16,000基のうち、被災状況調査の依頼があった基数は約 3,300基（全体の20%程度）

■ 令和6年能登半島地震に伴う浄化槽被害への対応状況（令和8年7月1日時点）

市町	公共浄化槽		個人設置浄化槽	
	工事発注済み	うち復旧完了	補助申請済み	うち復旧完了
珠洲市	284基	284基	293基	236基
能登町	161基	161基	325基	216基
輪島市	286基	282基	289基	219基
穴水町	—	—	375基	333基
七尾市	146基	146基	374基	368基
志賀町	186基	182基	142基	120基
合計	1,063基	1,055基	1,798基	1,492基

※ 穴水町は公共浄化槽未実施。

※ 個人設置浄化槽の復旧完了件数は実績報告件数等を集計したものであり、復旧が完了してから件数として計上されるまでには時間差が生じる。

4 能登半島地震を受けたし尿処理・浄化槽復旧

災害時の対応に向けた体制の整備

- 能登半島地震の課題を教訓として、浄化槽についても大規模な被災が起こり得ることを念頭に、平素からの体制整備を進めることが重要。

能登半島地震の教訓・対応策

①災害協定の締結等の体制整備

- ・浄化槽の大規模被害を想定した平時からの備えが必要。協定締結を通じた関係者の役割分担の整理を。
- ・都道府県を越える**広域的な支援体制が必要な事案も想定し、ブロック単位での協定も具体化が必要**。（環境省では、四国ブロックの協定具体化に向けR7年度から支援を実施。）

②浄化槽台帳の整備・充実

- ・浄化槽の正確な実態把握の有無は、復旧活動の初動に大きく影響し得る。**災害時への備えという観点からも、浄化槽台帳の整備・充実が必要**。



地震により浮き上がった浄化槽（画像は七尾市内の例）



地震により浮き上がった浄化槽（画像は珠洲市内の例）

5 令和8年度予算の概要

1. 浄化槽整備推進のための国庫助成(循環型社会形成推進交付金等)

※廃棄物処理施設整備交付金を含む。

○ 循環型社会形成推進交付金等(浄化槽分)

市町村の自主性と創意工夫を活かし、健全な水環境や国土強靱化等に資する浄化槽整備を支援。

予算事項	令和7年度 予算額	令和7年度 補正予算額	令和8年度 当初予算額	対前年度比
循環型社会形成推進交付金等(浄化槽分)	(92億円) 86億円	(5億円) 5億円	(90億円) 86億円	(98%) 100%

※上段()は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額

2. 浄化槽整備推進のための国庫助成(二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)

○ 浄化槽システムの脱炭素化推進事業 R8予算額 18億円(R7予算額 18億円)

2050年カーボンニュートラル及び2030年度46%削減目標の達成に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器(高効率ブロワ等)への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を支援することにより、浄化槽分野における脱炭素化を推進。

○ 地域の防災拠点や避難施設となる公共施設の脱炭素化・レジリエンス強化

(概算要求事業名：地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業等)

R8予算額 20億円の内数(R7予算額 20億円の内数)

災害へのレジリエンス強化のため公共施設等への再生可能エネルギー設備及び省エネ型浄化槽の導入を支援(省CO2型設備として補助)することにより、平時の脱炭素化や防災対策(災害時のエネルギー供給等の機能発揮)とあわせて浄化槽分野における脱炭素化を推進。

浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金等（浄化槽分））

※廃棄物処理施設整備交付金を含む。



【令和8年度予算額 8,613百万円（8,613百万円）】
 【令和7年度補正予算額 500百万円】

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や維持管理の向上等を支援します。

1. 事業目的

- ・現在でも全国で未だに約780万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況。
- ・令和8年度の污水处理施設の概成目標の達成のため、単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換を促進する必要。特に、生活環境等に重大な支障が生じるおそれのある「特定既存単独処理浄化槽」の転換に向けた指導等を強化するとともに、対象となる高齢世帯における経済的負担の軽減に向けた支援が必要。あわせて、適正な維持管理を徹底するため、浄化槽台帳の整備や少人数高齢世帯の維持管理費を支援。
- ・災害対応・強靱化のため、老朽化した合併処理浄化槽の更新とともに浄化槽の被災状況の迅速な把握と早期復旧を図る台帳システム整備を支援。

2. 事業内容

市町村が行う浄化槽事業に対して交付金により支援。

※令和8年度予算では下線部分の助成メニューを拡充。

○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）

・単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）に事業計画額の5割以上転換する事業

・集合処理（下水道、農集排等）から浄化槽へ転換する事業（公共浄化槽への転換に限る）

○污水处理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業（交付率1/2）＜R8までの時限措置＞

○単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換

特定既存単独処理浄化槽（法に基づく維持管理を実施している少人数高齢世帯に限る）から合併処理浄化槽への転換に対する交付金基準額の増額 ＜R11までの時限措置＞

○浄化槽災害復旧事業

○少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業（交付期間を3年から5年に延長）

○市町村が定める浄化槽長寿命化計画等に基づく浄化槽の改築・更新事業

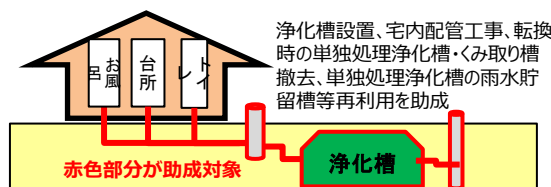
○浄化槽整備効率化事業

浄化槽台帳整備（浄化槽の被災状況等をオンライン等で把握・情報集約する台帳システム整備含む）、計画策定・調査（特定既存単独処理浄化槽に係る調査含む）、講習会等

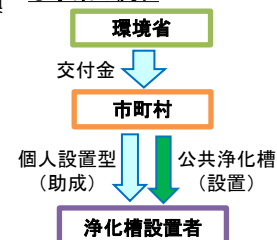
3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率1/3、1/2）
- 請負先/交付対象 地方公共団体
- 実施期間 平成17年度～

4. 事業イメージ



○事業の流れ



○費用負担・交付率

浄化槽設置整備事業（個人設置型）

単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽への転換、新規設置

個人	市町村(2/3or1/2負担)	国(1/3or1/2交付)
負担割合6/10		負担割合4/10

※浄化槽災害復旧事業については交付対象事業費の全額が交付金の交付対象（要協議）

特定既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換（一定の要件を満たす場合に限る）

個人	市町村(1/2負担)	国(1/2交付)
負担割合1/3		負担割合2/3

公共浄化槽等整備推進事業

単独処理浄化槽・くみ取り槽・集合処理から合併処理浄化槽への転換、新規設置

市町村(2/3or1/2負担)	国(1/3or1/2交付)
-----------------	---------------

※集合処理から合併処理浄化槽への転換の場合には、市町村1/2負担・国1/2交付

※市町村は、別途、負担金（事業費の1割程度）を個人より徴収

少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業

個人	市町村(2/3or1/2負担)	国(1/3or1/2交付)
負担割合1/2		負担割合1/2

浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ型浄化槽の導入を支援します。

1. 事業目的

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロウ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換を推進することにより、大幅なCO2削減を図る。

2. 事業内容

中大型浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換を行うことにより大幅なCO2削減を図る事業を支援する。

①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修

- 最新型の高効率機器（高効率ブロウ等）への改修とともにブロウ稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする。
- 改修によって当該機器のCO2排出量を20%以上削減

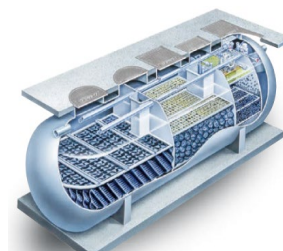
②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換

- 最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする。
 - 交換によって既設浄化槽のCO2排出量を46%以上削減
- ※さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率：1/2）
- 補助対象：民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間：令和4年度～令和8年度

4. 事業イメージ



先進的省エネ型浄化槽
出典：フジグリーン工業（株）HP



高効率ブロウ

画像提供：（一社）浄化槽システム協会



スクリーン



インバータ制御

画像提供：（一社）浄化槽システム協会



【令和8年度予算額 2,000百万円 (2,000百万円)】
【令和7年度補正予算額 4,000百万円】

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な自立分散型エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）における「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※¹への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コージェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※²、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO₂設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助する。

※¹ 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）

※² 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

（都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。）

3. 事業スキーム

■事業形態：間接補助

都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3

■補助対象：地方公共団体

（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）

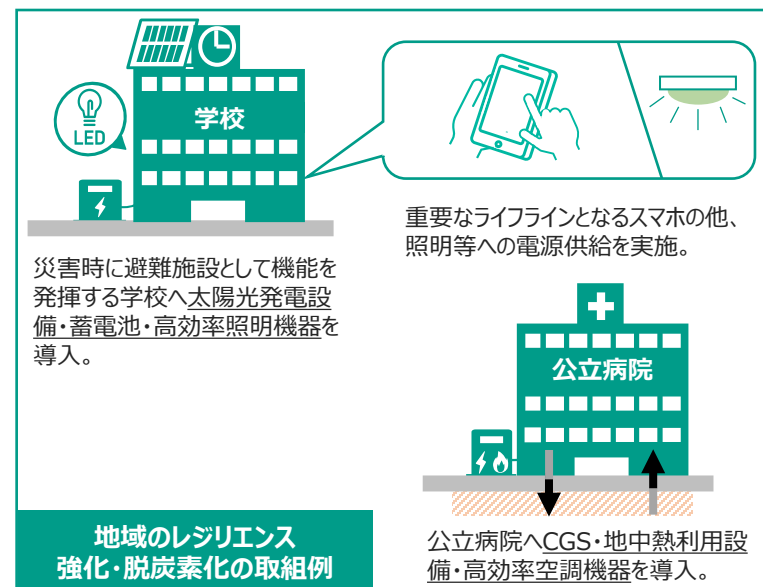
■実施期間：令和3年度～

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
- 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等



・再エネ設備
・蓄電池
・CGS
・省CO₂設備
・熱利用設備 等



令和7年度の循環型社会形成推進交付金等(浄化槽分)の助成メニュー追加等①

- 令和7年度当初予算において、浄化槽の更新事業の追加、及び特定既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対する交付金基準額の増額等を措置。

■ 特定既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対する交付金基準額の増額＜R11までの時限措置＞

- 令和元年の浄化槽法改正において、単独転換の促進のため、既存の単独処理浄化槽のうち、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるものを「特定既存単独処理浄化槽」と定義し、当該特定既存単独処理浄化槽の設置者に対して、合併処理浄化槽への転換等の措置をとるよう指導・命令等が可能となったが、多くの都道府県等では知見や体制等が十分ではなく、また、特定既存単独処理浄化槽の措置に係る判定基準（環境大臣指針）が抽象的である等の理由から、特定既存単独処理浄化槽に対する措置が進んでいない状況。
- このため、特定既存単独処理浄化槽に対する措置に係る判定基準について、有識者検討会での議論を踏まえ、令和6年度中に技術的見地から定量化・明確化された基準に見直し、当該基準に基づく行政の判定及び転換に向けた指導を促進。これにより、指導の対象となる特定既存単独処理浄化槽の増加が見込まれるところ、該当の世帯が少人数高齢世帯である場合は費用負担が大きくなり、合併処理浄化槽への転換に支障を来すケースが生じるため、一定の要件を設けた上で、合併処理浄化槽への転換費用に対する交付金基準額の増額を行うもの。
- 助成の要件は、経済的支援の必要性及び法令遵守の観点から、下記のとおり定める。
 - ①対象者：特定既存単独処理浄化槽が設置されている少人数高齢世帯（65歳以上2名以下の世帯）
 - ②所得要件：対象者の所得が月収15.8万円以下
 - ③助成要件：対象者が浄化槽法に定められた維持管理（保守点検・清掃・法定検査）を前年度より実施しており、かつ浄化槽法に基づく都道府県等からの特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指導等を遵守していること
 - ④実施期間：令和7年度～令和11年度（時限措置）

■ 老朽化した合併処理浄化槽の更新

- 平成12年の浄化槽法改正により単独処理浄化槽の新設が禁止され、現在、令和8年度の汚水処理施設の概成目標達成に向け、合併処理浄化槽の設置が推進されているところであるが、合併処理浄化槽についても徐々に老朽化が進行している状況。（令和4年度末時点で、合併処理浄化槽全体約400万基のうち、昭和56年以前に設置された旧構造基準の合併処理浄化槽は約2万基、昭和60年から平成12年頃に普及が進んだ構造例示型の合併処理浄化槽は約100万基が残存。）。
- 老朽化が進行した合併処理浄化槽については、計画的な補修・改築により長寿命化を図っていくことが求められ、令和3年度予算より交付金メニューを拡充して、浄化槽長寿命化計画に基づく計画的な補修・改築に対して助成を行っているところ。一方、老朽化に伴う劣化や破損の状況や程度によっては補修等が困難なケースも見られ、そうしたケースにおいては、老朽化した合併処理浄化槽を新たな合併処理浄化槽に更新（入れ替え）する必要がある、交付金メニューを拡充して助成を行うもの。
- 助成の対象とする合併処理浄化槽は下記のとおり
 - ①浄化槽の長寿命化の計画等に基づき、浄化槽の長寿命化のための措置が適切に行われているものであること。
 - ②浄化槽法に定められた維持管理（保守点検・清掃・法定検査）を過去3年以上継続実施しており、かつ、浄化槽法に基づく都道府県等からの指導等を遵守していること
 - ③老朽化に伴う劣化や破損が認められ、技術的・経済的な要因から補修等より更新を行うことが合理的であること

■ 浄化槽整備効率化事業のメニュー拡充（浄化槽の被災状況の迅速な把握と早期復旧を図る台帳システム整備の追加）

- 災害発生時において、被災した浄化槽の早期復旧を図るためには、初動の段階で、迅速に浄化槽の被災状況や位置情報等を把握することが極めて重要となる。
- 今般の能登半島地震の被災自治体においては、浄化槽台帳のシステム化による正確な情報整備や浄化槽の位置情報把握のためのGIS導入等がなされておらず、迅速な浄化槽の被災状況及び位置情報の把握が困難であったため、早期復旧に支障を生じたもの。
- このため、行政と事業者が連携・協力して、災害発生時に現場で被災浄化槽の被害調査・点検を行う事業者から行政に対して浄化槽の被災状況や位置情報等をオンライン等により情報提供・集約するための浄化槽台帳システム整備が必要であり、交付金メニューを拡充して助成を行うもの。

- 令和8年度当初予算において、集合処理施設から浄化槽（公共浄化槽に限る）への転換に係る交付率のかさ上げ、少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業における交付期間の延長、及び環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業における要件緩和を措置。

■ 集合処理施設から浄化槽（公共浄化槽に限る）への転換に係る交付率のかさ上げ

- 集合型の汚水処理インフラの老朽化や急速な人口減少等、社会情勢は大きく変化。埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえた下水道法の改正も相俟って、既存の集合処理施設から浄化槽への転換がさらなる重要課題に。2025年7月の自治体向け調査では、100近くの市町村において、集合処理（下水道、集落排水等）から浄化槽等の個別処理への転換の実施又は検討がなされている状況。
- 汚水処理施設に関しても、下水道等の集合処理から浄化槽への転換に対する地域の関心は高まりつつあり、第221回国会においては、下水道による処理区域の一部又は全部を廃止できる規定の創設を含む下水道法改正案が審議されているほか、政府においても、汚水処理施設の最適化と広域連携の推進に向けた検討会を本年3月に設置し、関係省庁が連携して議論を進めている。
- このため公共浄化槽等整備推進事業において、既設の集合処理（下水道、集落排水等）施設について、自然的経済的社会的諸条件を考慮した上で当該区域を変更し、新たに合併処理浄化槽を設置する場合に交付率を1/2とするもの。

■ 少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業における交付期間の延長

- 最終的には自治体による自立的な補助へ移行することを念頭に、交付期間を最長3年としていたが、当該事業の利用実績は低水準にとどまっていた。原因の一つとして、3年以内での自立化への移行が見通せず、事業実施について自治体が躊躇していることが想定されたため、交付期間を「最長5年」に延長し、自立化に向けた自治体側のリードタイムを確保することで、適用実績の拡大を図る。

■ 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業における要件緩和

- 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）の要件について、地域計画の（年度毎）事業計画額のうち6割以上が単独処理浄化槽・くみ取り槽からの転換であることとしていたものを5割以上に変更し、単独転換を引き続き推進。

6 行政書士法の一部を改正する法律の公布に伴う留意事項について(通知)

(令和7年6月13日付け総務省自治行政局行政課長通知)

令和7年6月成立、令和8年1月施行の「行政書士法の一部を改正する法律」(令和7年法律第65号)について、公布に伴う留意事項を総務省通知にて周知。うち業務の制限規定に係る内容は以下のとおり。

1. 特定行政書士の行政範囲の拡大

(略)

2. 業務の制限規定の趣旨の明確化

改正法による改正前の行政書士法第19条第1項(業務の制限)において、「行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない」と規定されていたが、改正法においては、本規定に「**他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て**」の文言を加え、その趣旨を明確にすることとされたこと。

これは、**行政書士や行政書士法人でない者が、他人の依頼を受け、「手数料」や「コンサルタント料」等のような名目であっても、対価を受領して、業として、官公署に提出する書類等を作成することは違法であるという現行法の解釈を条文に明示することにより、行政書士や行政書士法人でない者による違反行為の更なる抑制を図ろうとする趣旨によるものであること。**



業務の制限規定に係る今回の改正は、従来の法解釈を明確にするものであり、改正の趣旨を踏まえ、関係事業者には引き続き法令遵守に努めていただく必要がある

<背景・目的>

- 維持管理が未実施である状況を受け、令和元年に改正された浄化槽法においては都道府県等に浄化槽台帳の作成が義務づけられたところだが、維持管理に係る情報の収集・整備が進んでおらず、浄化槽管理者の義務である維持管理が不十分な浄化槽の把握・特定や浄化槽管理者への指導が十分行われていない。
- こうした状況を踏まえ、都道府県等が浄化槽の状態を把握し、浄化槽管理者に対する指導・助言を適切に行うことを目的として、浄化槽台帳の整備・精査や活用の方法、保守点検・清掃情報収集の標準的な報告様式等の内容を整理して示すとともに、適切に指導・助言を行う際の考え方及び個別ケースごとの指導・助言の手順や手法等を具体的に提示。

<浄化槽台帳の整備・精査及び活用>

- 維持管理指導に当たる収集必要項目を明記し、台帳に追記する旨を記載
- 収集情報と既存の台帳情報と突合し、内容を精査（突合方法や精査方法を記載）
- 精査の結果、不整合であった内容についての対応方法を明記
- 整合対応済の台帳システムの活用方法を明示（未管理浄化槽に対する指導への活用、苦情や知合わせに関する対応への活用等）

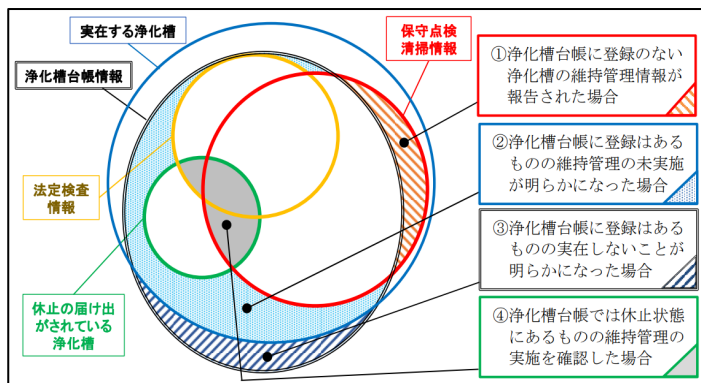


図 浄化槽台帳及び収集した維持管理情報の不整合

<報告様式>

- 維持管理業者が都道府県に対して提出するための標準様式（保守点検・清掃）を例示
- 浄化槽管理者に対して通知する行政指導文書について、段階分けして例示（浄化槽の維持管理に関する義務の周知、法定検査未受検にかかる勧告、特定既存単独処理浄化槽にかかる命令など）

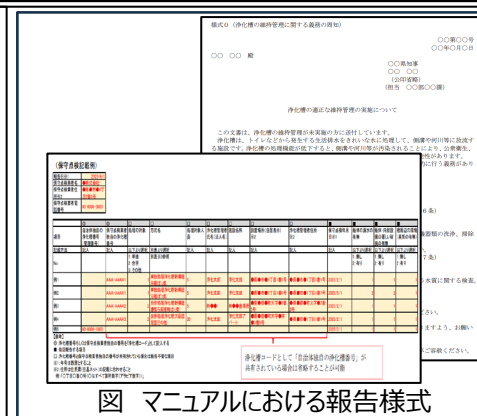
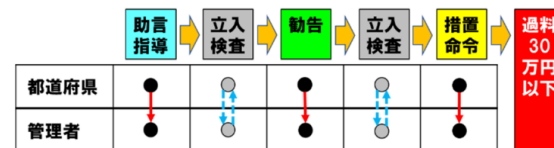


図 マニュアルにおける報告様式

<指導・助言の手順・手法>

- 法令に基づき行われる浄化槽の維持管理に関する義務について、以下の4つに分類して、それぞれに対する指導手順を記載。

- ① 法定検査が未受検
- ② 生活環境の保全、または公衆衛生上必要がある
- ③ 保守点検・清掃の技術上の基準に従って保守点検または清掃が行われていない
- ④ 特定既存単独処理浄化槽



受検の事実の確認は月毎の検査報告（：法第7条第2項 or 第11条第2項）により実施

図 浄化槽法における維持管理に関する指導事務の流れ（法定検査未受検の例）

<背景・目的>

- 令和元年の法改正では浄化槽台帳の作成が義務づけられるなどして、維持管理情報を浄化槽台帳に収集・整理し、適正な維持管理を実施するための体制作りがこれまで進められてきた。一方で、自治体が事業者から収集した情報が紙媒体である等により、収集した情報を適切に浄化槽台帳に反映することに苦慮している事が、環境省の調査や総務省による「浄化槽行政に関する調査」により指摘された。
- こうした状況を踏まえ、自治体や関係機関・事業者による連携・協力体制のもと、電子化された浄化槽台帳システムが整備され、維持管理情報の管理・活用がなされている自治体の事例を整理して、横展開を図ることを目的として、デジタル化事例集を作成。
- 収集した事例の紹介と合わせて浄化槽台帳及び維持管理情報の電子化に向けた自治体と業者の作業フロー例、留意事項等を示したほか、電子化に当たって自治体や事業者が活用することを念頭に、電子化に向けた補助金制度の概要についても取りまとめた。

<浄化槽台帳及び維持管理の電子化に向けた作業フロー>

- 徳島県、鹿児島県、鳥取県、岐阜県、埼玉県の5県へのヒアリング・収集事例を元に、以下の作業フロー例を記載。

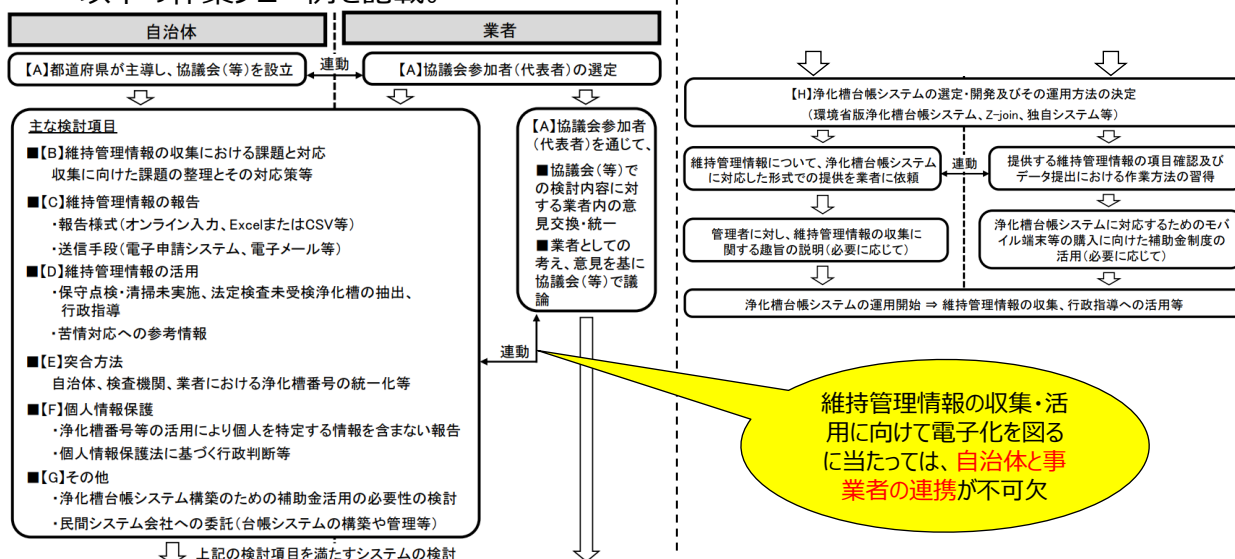


図 浄化槽台帳の整備、維持管理情報の収集と活用に向けた作業フロー例

<電子化に向けた補助金制度>

①市町村向けの交付金制度

➤循環型社会形成推進交付金

浄化槽整備効率化事業費のうち浄化槽台帳作成費として、「維持管理情報等のデータの電子化」「既存の台帳システムを、法に定める事項を記載した上で令和2年度に環境省が整備した台帳システムと平仄を図る改修に要する費用」等を交付対象(交付率1/3)。

②事業者向けの補助金制度

➤IT導入補助金

中小企業・小規模事業者等が今後直面する制度変更(賃上げやインボイスの導入等)などに対応するため、生産性向上に資するITツール(ソフトウェア・サービス等)を導入するための事業に要する経費の一部を補助。ソフトウェア購入費、クラウド利用費等が補助対象(補助率1/2以内)。